

《次年度に向けた児童生徒用端末に関する作業について F A Q》

Q 1 : 全校児童（生徒）分の Chromebook の回収が必要なのか。

A 1 : 必要ありません。

“卒業生分のみ回収”を早めに行っていただき、回収忘れがないようお願いいたします。

Q 2 : 貸出児童（生徒）全てのモバイルルータの回収が必要なのか。

A 2 : 卒業予定者分を確実に回収していただければ問題ありませんので、それ以外のモバイルルータを回収する必要はありません。

但し、“家庭での紛失・破損等がないか”、“教育委員会から学校に貸し出しているモバイルルータが確実に存在するか”については各校にてご確認をお願いいたします。

確認方法については、“一旦年度末に回収する”、“該当世帯に継続貸し出しの申請書（令和4年度の継続貸し出し）を提出させる”ことで確認するなど、学校判断にお任せいたします。

Q 3 : 卒業予定者分の Chromebook とモバイルルータは2月末までの回収が必須なのか。

A 3 : 案内にもあるとおり、2月中の回収を絶対条件とするものではありません。

回収対象校については3月中旬頃、教育委員会が回収に伺いますので、その際に回収できる状態にいただければ問題ありません。

※回収できる状態：

本体、充電ケーブル、タッチペンの3点セットを対象台数分取りまとめたいただき、かつ学校で貼られたシール等を剥がした状態のことを指します。

Q 4 : 卒業予定者分の全ての Chromebook、充電コード、タッチペンを学校で集約してまとめておくのか。

A 4 : 学校で集約し、回収準備をしていただくのは“回収対象校”かつ“回収対象台数”のみです。（※添付資料赤文字の台数）

基本的には卒業生分を新入生に利用させると考えますので、余剰がでる学校のみ、その余剰分の回収準備をお願いいたします。

Q 5 : 卒業予定者のタッチペンについては、ペン先が摩耗しているもの、紛失しているものもある。そのような場合、準備はどうすればよいか。

A 5 : まず、摩耗しているペンは新たなペンと交換いたしますので、ご連絡ください。

※摩耗しているペンを回収させていただき、新たなペンと交換いたします。

紛失している場合は報告書を出していただいております。報告書を出していただければ新たなペンを配布いたしますので、基本的に回収する Chromebook には利用できるペンが付属しているものとして作業を行います。

仮に回収対象機器にペンが付属されていない場合は、在校生の分から回収いたしますのでご了承ください。

また、報告書未提出の場合は別途報告書のご提出をお願いいたします。

Q 6 : 卒業予定者が利用している Chromebook を新入生に利用させる場合、または他校に Chromebook を移動させる場合は、利用者が変更される。

その場合、次の利用者が Chromebook を開いた際、画面上に前の利用者のアカウント情報（氏名）が表示されると思うが、それ（アカウント情報）を消す作業は教育委員会で行ってもらえるのか。

A 6 : 実施いたしません。

教育委員会を実施する作業は回収した Chromebook の設定変更のみです。

機器によってはテプラの貼り替えのみで完了する場合がありますので、回収した機器全ての画面を開くわけではありません。

しかし、その作業を学校側（先生側）で実施することも手間がかかると思いますので、例えば卒業前に Chromebook を児童生徒自身にきれいにさせ、その際にアカウント削除も行わせるなどはいかがでしょうか。

※特に指定はしませんので、方法については各学校にて工夫願います。

アカウント削除の方法についてご不明点があればご連絡ください。

Q 7 : 利用者が変わる場合、前の利用者の情報（写真やダウンロードした画像等）が Chromebook 内部に残ると思う。

機器本体の容量を圧迫しないためにも消した方がよいと思うが、どのようにすればよいか。

A 7 : 確かに Chromebook 本体のデータは削除しない限り残ります。

現状、年度末（小学校 6 年生、中学校 3 年生卒業後）に教育委員会側から機器本体のデータを一斉削除する（機器のリセットを行う）ことを想定しておりますので、学校側での作業は必要ありません。

※卒業生が最後にログインした Chromebook を削除対象とする予定です。

※上記 A 6 と同様、卒業前に児童生徒自身にデータ削除を行わせても構いません。

Q 8 : 卒業予定者のアカウントは削除されるのか。

A 8 : 児童のアカウントは中学校でも引き続き利用しますので、削除しません。

※市外校へ進学（転校）する児童のアカウントは削除します。

生徒のアカウントは卒業後、削除します。

アカウント削除対象者（中学3年生、市外校へ進学する小学6年生など）の成果物等で必要なものがあれば在校中にデータを渡す等、対応をお願いいたします。

※但し、渡すデータについては飯塚市セキュリティポリシーの範囲内といたします。

Q 9 : 案内された令和4年度の児童生徒数から変動があった場合、報告が必要か。

A 9 : 特に必要ありません。学校教育課で把握する（していく）人数を踏まえ、できる限り最新情報に基づき、機器の回収・移動を行います。

Q10 : 令和4年度分のChromebookの利用同意書、モバイルルータの貸し出し申請書は必要となるのか。

A10 : 令和3年度の運用のなかで当初想定できていなかった部分も出てきましたので、利用同意書と貸し出し申請書の様式変更が必要であると考えております。

※新様式につきましては後日案内いたします。

各学校にはお手数お掛けいたしますが、各家庭への配布、各家庭からの回収等にご協力いただきますようお願いいたします。